

受理官庁 MK	国家工業所有権庁 (北マケドニア)	附属書 C MK
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	北マケドニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)の2）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2022年5月19日付公示（PCT公報）135頁以降参照。

MK

国家工業所有権庁
(北マケドニア) (続き)

MK

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：マケドニア・デナール (MKD)
送付手数料	MKD 2,700
国際出願手数料 ⁴	1,330 スイス・フランに相当する MKD の額
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴	15 スイス・フランに相当する MKD の額
減額 (手数料表第4項に基づく) :	
電子出願 (文字コード形式による願書)	200 スイス・フランに相当する MKD の額
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	300 スイス・フランに相当する MKD の額
調査手数料	EUR で欧州特許庁に支払われるべき調査手数料に 相当する MKD の額 : 附属書D (EP) 参照
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	MKD 550
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	MKD 1,000
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人が北マケドニアに居住している場合 要, 出願人が北マケドニアの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に対して手続するために登録されている自然人又は法人
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は, 別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない

⁴ この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。